

3 快適環境分野 —快適でいつまでも住み続けたいと思うまち—

(1) 施策の方針

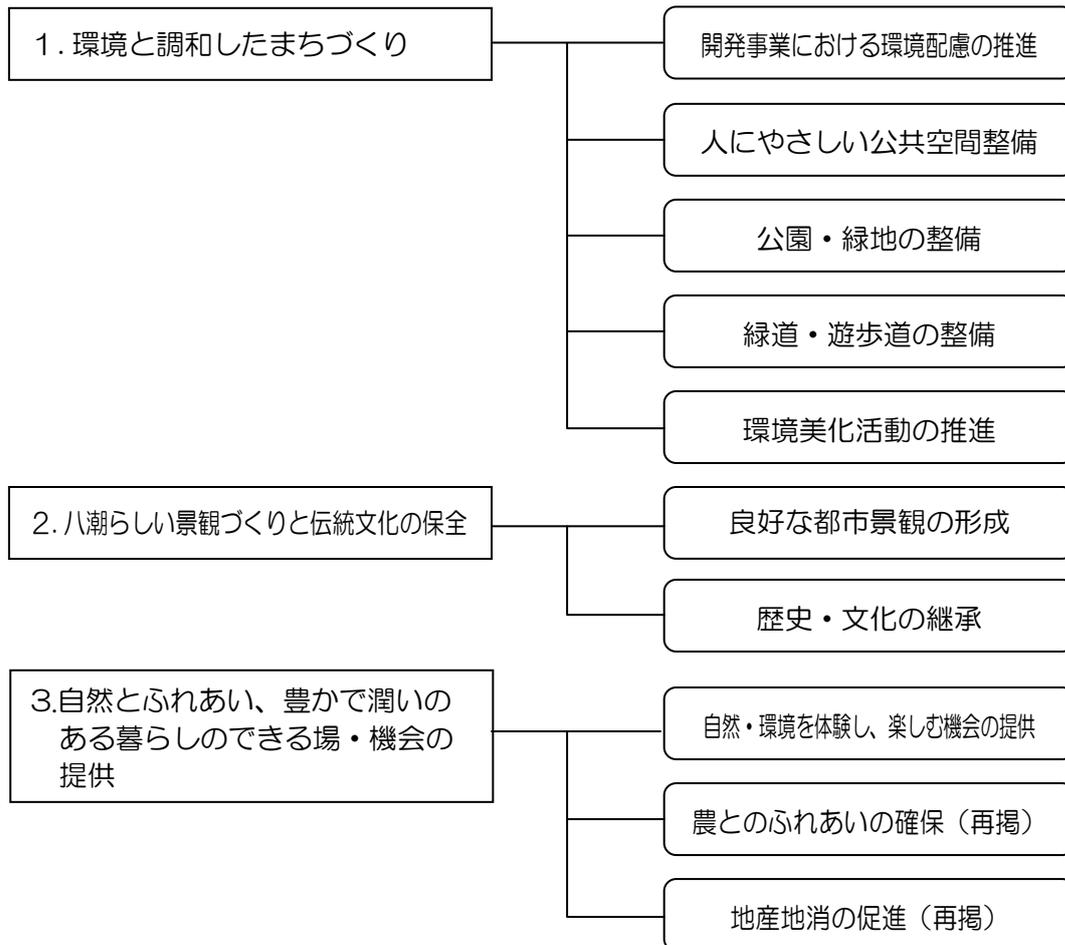
快適で住みよいまちづくりのために、公園・緑地及び遊歩道を整備するとともに、高齢者や障がいのある方等に対応したバリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた人にやさしい公共空間の整備を進めます。また、環境と調和したまちづくりを進め、マンションや住宅、商業施設などの民間の開発や整備における環境配慮を促します。さらに、ポイ捨てや犬のふんの放置のない、清潔なまちを実現するための取組を進めます。

八潮らしい街並みの形成に向け、公共施設や民間施設における景観まちづくりの取組を進めるとともに、快適な暮らしの中で八潮の歴史と文化を継承していくために、古民家や史跡、文化財、伝統芸能、生活文化の保存、継承をしていきます。

自然とふれあい、豊かで潤いのある暮らしを実現するため、中川やしおフラワーパークや市民農園など八潮の自然とふれあえる場の充実を図るとともに、自然観察会など自然にふれあうイベントを実施していきます。

【 方 針 】

【 施策の方向 】



(2) 関連指標・目標

方針1：環境と調和したまちづくり

ア 施策

①開発事業における環境配慮の推進

3-1-1 土地区画整理事業の推進【区画整理課】

- ・つくばエクスプレス沿線地区及び既成市街地の道路整備工事及び宅地造成工事等において、施工業者へ環境の配慮を行うよう周知します（アイドリング・ストップ、排出ガス対策型重機の使用など）。

3-1-2 環境配慮建築物の促進【開発建築課】

- ・長期優良住宅^{*}の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅認定申請に伴い、適正に認定を行います。また、認定後の維持管理の方法について指導・助言を行います。
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物^{*}認定申請に伴い、適正に認定を行います。
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく届出^{*}に伴い、指導・助言を行います。
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請^{*}及び建築物エネルギー消費性能認定申請^{*}に伴い、適正に認定を行います。

②人にやさしい公共空間整備

3-1-3 歩道段差の解消【道路治水課】

- ・だれもが利用しやすい人にやさしい道づくりを進めるため、歩道の段差解消等の整備を行います。

3-1-4 公共施設のバリアフリー化の推進【関係課】

- ・高齢者や障がいのある方など、だれもが利用しやすいよう、バリアフリーに配慮した公共施設を整備します。また、ノンステップバスやバス停車帯の確保、スロープの設置等を関係機関と協力して進めます。さらに、既存公園等のバリアフリー化を推進します。

③公園・緑地の整備

3-1-5 公園の整備【公園みどり課】

- ・土地区画整理事業区域内で計画される公園については、地元住民に親しまれ、愛される公園を目指していくため、市民ニーズを反映した公園の整備を進めます。
- ・土地区画整理事業区域外では、公園配置の偏りがあることから、土地所有者の協力による借地公園等の整備に努めます。

3-1-6 公園の改修・再整備【公園みどり課】

- ・既存公園の施設については老朽化が進んでいることから、公園利用者が安全に安心して利用できるよう、長寿命化計画を策定し、計画的、効率的な改修や再整備を進めます。
- ・公園内のバリアフリー化や高齢者等の健康増進を図る健康遊具の設置など、市民ニーズを踏まえた施設の充実を図ります。

3-1-7 市民との協働による公園維持管理の推進【公園みどり課】

- ・現在、市内の公園等の清掃活動は、町会・自治会等（21 団体）と維持管理協定を締結し

進めています。引き続き、地域ぐるみで緑化を図りつつ、緑道・遊歩道等の管理も含め、ごみや落ち葉の清掃等の維持管理を推進していきます。

3-1-8 開発事業等に伴う良好な緑地及び良質な植栽の確保【公園みどり課、開発建築課】

- ・マンションや工場、また駐車場や資材置き場等の開発事業について、「八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例」に基づき、事業者との協議や関係各課による指導により、地域の特性を活かした質の高い良好な緑地及び植栽の確保に努めます。

④緑道・遊歩道の整備

3-1-9 緑道・遊歩道の整備【公園みどり課】

- ・河川や用水路等の資源を活用し、景観に配慮しながら、緑道や遊歩道の整備を推進し、水と緑のネットワークの形成を進めます。

⑤環境美化活動の推進

3-1-10 土砂条例の推進【環境リサイクル課】

- ・「八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例」に基づき、土砂の無秩序なたい積や残土の不法投棄を防止します。

3-1-11 環境美化指導員の配置【環境リサイクル課】

- ・駅前等に環境美化指導員を配置し、環境美化に努めます。

3-1-12 ゴミゼロ運動の推進【環境リサイクル課】

- ・地域に根ざした美化活動を推進するため、環境美化についての啓発を行い、ゴミゼロ運動を推進します。

3-1-13 清掃美化活動の推進【環境リサイクル課】

- ・市民ボランティアによる清掃活動を支援します。

3-1-14 ごみ捨て防止啓発用看板の設置【環境リサイクル課】

- ・市民への環境美化への啓発として、ごみ捨て防止啓発用看板を設置します。

3-1-15 河川浄化の啓発【環境リサイクル課】

- ・河川浄化の意識を高めるため、環境月間や、やしお市民まつり等において啓発活動を行います。

3-1-16 不法投棄対策の推進【環境リサイクル課】

- ・不法投棄の防止に向けて、市内巡回を行うとともに、速やかに回収処理を行います。

イ 市民・事業者の取組

①開発事業における環境配慮の推進

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の新築や増築、改修の際は、外観が周辺の環境と調和するように配慮しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な建築物等の新築等にあたっては、八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例に基づき、土地利用構想の届出を行い、市民等の意見を反映した開発事業とすることが必要です。 ・また、市長が通知する以下の地域特性基準に適合するようにしましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ①計画地周辺の環境及び景観との調和を図るための基準 ②計画地周辺の道路、河川等の公共施設の状況を踏まえた基準 ③計画地周辺の歴史及び文化財を保全し、保護するための基準

③公園・緑地の整備	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 計画の際のワークショップ等に参画し、市民参加による公園づくりに協力しましょう。 市との協働により公園を管理しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 市との協働により公園を管理しましょう。 開発行為を行う場合は、基準に従い公園や緑地を設置しましょう。 建築行為を行う場合は、基準に従い公園や緑地を設置しましょう。
⑤環境美化活動の推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ゴミゼロ運動やごみの持ち帰りなど、地域の環境美化活動に参加するとともに、協力しましょう。 空き缶や空きビン、空きペットボトル、たばこ等のポイ捨てをやめましょう。 住宅の周りの清掃を行いましょ。 定期的に空き地の雑草を除去しましょう。 犬のフンを適切に処理しましょう。 ごみの不法投棄はやめましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 土砂等をたい積する場合は、土砂条例を遵守しましょう。 ゴミゼロ運動やごみの持ち帰りなど、地域の環境美化活動に参加するとともに、協力しましょう。 ポイ捨てやごみの不法投棄防止のため、情報提供等を行いましょ。 事業所や店頭の周りの清掃を行いましょ。 ごみや土砂等の不法投棄はやめましょう。

ウ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
環境配慮建築物の促進	環境に配慮した建築物となるよう指導件数	44件/年	H26	50件/年	H37		○	○
公園の整備	市民一人当たりの都市公園面積	1.96㎡/人	H26	2.6㎡/人*	H37	○	○	○
市民との協働による公園整備・維持管理の推進	町会自治会等公園管理委託	34箇所	H25	42箇所*	H37	○	○	○
緑道・遊歩道の整備	緑道・遊歩道(親水化)整備延長	6,700m	H25	7,800m*	H37	○		○

注) 関係主体とは、その施策に取り組む、または協働・参画する主体であることを示す。

*印は、第5次八潮市総合計画での成果指標

■用語解説

※長期優良住宅

長期優良住宅とは、長期にわたり良好な状態で使用するために、大きく分けて以下のような措置が講じられている住宅を指す。

- ①長期に使用するための構造及び設備を有していること
- ②居住環境等への配慮を行っていること
- ③一定面積以上の住戸面積を有していること
- ④維持保全の期間、方法を定めていること

上記の全ての措置を講じ、所管行政庁（県または市）に認定申請を行えば、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期優良住宅としての認定を受け、減税措置が受けられる。

※低炭素建築物

低炭素建築物とは、二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物で、「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）」に基づき、所管行政庁（県または市）が認定を行うもの。

認定の対象は市街化区域等内における以下であることが定められている。

- ①建築物の低炭素化に資する建築物の新築
- ②低炭素化のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替え
- ③低炭素化のための建築物への空気調和設備、その他の政令で定める建築設備の設置
- ④建築物に設けた空気調和設備等の改修

認定を受けると税制の優遇措置や、住宅ローンでの優遇が受けられる。

※エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく届出

対象建築物は、用途に関係なく 300 m²以上となり、区分については、第一種特定建築物が 2,000 m²以上、第二種特定建築物は、300 m²以上 2,000 m²未満となっている。届出先は、規模等により所管行政庁（県または市）となる。

※建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請

「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 29 条第 1 項）の計画を規模等により所管行政庁（県または市）に認定申請するもの。

※建築物エネルギー消費性能認定申請

既存建築物について、「建築物エネルギー消費性能基準」（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号）に適合している旨を規模等により所管行政庁（県または市）に認定申請するもの。



松之木公園のどんぐり遊歩道

方針2：八潮らしい景観づくりと伝統文化の保全

ア 施策

①良好な都市景観の形成

3-2-1 快適な公共空間の整備【都市計画課、公共施設管理者】

- ・公共施設の整備ガイドラインを策定し、快適で魅力ある公共空間の形成を進めます。

3-2-2 景観まちづくりの推進（5-1-14 へ再掲）【都市計画課、公共施設管理者】

- ・地域の特性を活かした八潮らしい街並みの形成に向けた取組を推進するとともに、市民等の自発的な景観まちづくりを促進するため、市民等の活動を支援します。
- ・屋外広告物の適正な誘導に向け、電光式屋外広告物への対応等新たな課題への対応を進めます。
- ・緑のうるおいあふれる街並みを形成していくため、「八潮市景観計画」や「やしお家づくりデザインマナーブック」等により、緑ゆたかな連続性ある地域空間の創出を図り、良好な住宅地等を誘導します。

②歴史・文化の継承

3-2-3 収蔵資料の保存と活用【文化財保護課】

- ・市の歴史や伝統文化を次世代に継承するため、民具や古文書等の資料を保存し、市のホームページ「れきナビーやしお歴史事典」で公開するなど、活用を図ります。

3-2-4 文化財愛護啓発活動の充実（5-2-4 へ再掲）【文化財保護課】

- ・国指定重要文化財の和井田家住宅をはじめとする有形、無形の文化遺産を次世代に継承するため、体験講座、市史講座、古文書講座、地図講座など、多彩な講座を開催します。

3-2-5 展示会の開催【文化財保護課】

- ・八潮の郷土に対する理解を深めるため、市の歴史や伝統文化を市内外に向けて紹介します。

3-2-6 地域学習の実施【文化財保護課】

- ・小中学校では、古民家や民具などの資料を活用し子どもたちの郷土学習を行います。

3-2-7 文化財の保護の充実【文化財保護課】

- ・国指定重要文化財や国、県、市指定の有形文化財及び無形文化財等を次世代に継承するため、文化財を保護します。
- ・文化財調査を実施するとともに、文化財の保護と継承などの活動を行うボランティアの育成及び無形民俗文化財の後継者の育成を支援します。

3-2-8 文化財周辺環境の整備【文化財保護課】

- ・文化財建造物や史跡などの文化遺産とそれを取り巻く周辺の景観を保全します。

イ 市民・事業者の取組

①良好な都市景観の形成	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 八潮らしい魅力ある街並みづくりを目指すため、「やしお家づくりデザインマナーブック」に基づく家づくりに努めましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 建築物、工作物の新築や改築等にあたっては、八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例、景観計画等にしがたって、周辺の景観に配慮しましょう。 屋外広告物の設置にあたっては、八潮市屋外広告物条例にしがたって、適正に設置するとともに、公衆に対する危害の防止を図るために維持管理を行いましょう。
②歴史・文化の継承	
市民	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の保護、保全に協力しましょう。 地元に伝わる昔話や風習について学び、継承しましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 文化財の保護、保全に協力しましょう。 伝統産業を継承し、積極的にPRしましょう。

ウ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
景観まちづくりの推進	優良建築物誘導件数	1件	H26	30件	H37	○	○	○
景観まちづくりの推進	景観計画届出における景観配慮の誘導件数	262件	H25	850件*	H37	○	○	○

注) 関係主体とは、その施策に取り組む、または協働・参画する主体であることを示す。

*印は、第5次八潮市総合計画での成果指標



西福寺のタブノキ
(市指定天然記念物)



太田家住宅・蔵
(市指定有形文化財(建造物))

方針3：自然とふれあい、豊かで潤いのある暮らしのできる場・機会の提供

ア 施策

①自然・環境を体験し、楽しむ機会の提供

3-3-1 自然にふれあうイベントの実施【環境リサイクル課、商工観光課、社会教育課】

- ・エコツアーを開催します。
- ・自然観察会を実施します。
- ・自然の中での遊び体験を実施します。

3-3-2 市民参加による自然環境調査等の実施（再掲 1-2-3）【環境リサイクル課】

- ・保護すべき希少な動植物を把握し、保護活動を行うため、市民参加型の自然環境調査、保護活動を行います。
- ・生態系の調査を推進します。
- ・希少野生動植物の保護活動を促進します。

3-3-3 「中川やしおフラワーパーク」及び「中川やしお水辺の楽校」の充実【商工観光課】

- ・八潮の自然や環境を体験し、ふれ合える場を提供するため、「中川やしおフラワーパーク」及び「中川やしお水辺の楽校」を利用した観光イベントを開催します。

3-3-4 観光資源開発の支援【商工観光課】

- ・八潮の自然や伝統文化、企業の環境への取組などを実際に見学し、参加・体験できる機会を提供するため、新たなエコツアー、産業観光のための地域の資源を発掘します。
- ・市内の自然と伝統文化の保存を支援します。
- ・市内での自然をテーマとした、エコツアーや自然観察会を企画したり、活動を行う団体等を支援します。

3-3-5 観光の普及啓発【商工観光課】

- ・観光パンフレット作成事業へ補助します。
- ・八潮の自然や伝統文化、企業の環境への取組などを知ってもらうよう、観光パンフレットを活用します。
- ・八潮の観光について普及啓発します。

②農とのふれあいの確保（再掲 1-3②）

③地産地消の促進（再掲 1-3③）

イ 市民・事業者の取組

①自然・環境を体験し、楽しむ機会の提供	
市民	・ エコツアー、自然観察会など、自然に親しむ活動に参加しましょう。
事業者	・ エコツアー、自然観察会など、自然に親しむ活動に協力しましょう。 ・ 観光パンフレットの作成に協力し、活用しましょう。
②農とのふれあいの確保（再掲 1-3②）	
市民	・ 市民農園やふれあい農園、体験農園を利用しましょう。 ・ 農業祭に参加しましょう。
事業者	・ 農業祭に参加・協力しましょう。
③地産地消の促進（再掲 1-3③）	
市民	・ 地元農産物、国産農産物を選びましょう。
事業者	・ 地元農産物、国産農産物を販売・使用しましょう。

ウ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
自然にふれあうイベントの実施	野外活動事業等回数	6回／年	H26	7回／年	継続	○		○
市民参加による自然環境調査等の実施	市民参加による自然環境調査等回数	0回／年	H26	3回／年	継続	○		○

注) 関係主体とは、その施策に取り組む、または協働・参画する主体であることを示す。



中川やしお水辺の楽校